（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第二十条の二　令第三十条の十一第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第二十一条　令第三十条の十二第一号及び第二号の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報（同条に規定する特定都道府県知事保存本人確認情報をいう。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第二十一条の二　法第三十条の十五第五項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

［一　略］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下「個人番号カード等省令」という。）第三十五条第一項第一号に規定する事務

（準法定事務処理者への本人確認情報の提供方法）

第二十一条の三　令第三十条の十二の二第二項第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への本人確認情報の提供方法）

第二十条の二　法第三十条の十一第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第二十一条　令第三十条の十二の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報（同条に規定する特定都道府県知事保存本人確認情報をいう。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第二十一条の二　法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

［一　同上］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項第一号に規定する事務

［新設］

（都道府県準法定事務処理者への本人確認情報の提供方法）

第二十一条の四　令第三十条の十二の二第三項第一号及び第二号の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（本人確認情報管理規程の記載事項）

第二十三条　法第三十条の十七第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

［二～十　略］

［2・3　略］

（本人確認情報に関する帳簿の記載）

第二十四条　法第三十条の十八の総務省令で定める事項は、機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月日、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法とする。

［削る］

（都道府県知事への附票本人確認情報の通知の方法）

第二十五条　法第三十条の四十一第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県における附票本人確認情報の記録及び保存の方法）

第二十六条　法第三十条の四十一第三項の規定による附票本人確認情報（同条第一項に規定する附票本人確認情報をいう。以下同じ。）の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［新設］

（本人確認情報管理規程の記載事項）

第二十三条　法第三十条の十七第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

［二～十　同上］

［2・3　同上］

（帳簿の記載）

第二十四条　法第三十条の十八の総務省令で定める事項は、機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月日、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法とする。

第二十五条から第四十一条まで　削除

［新設］